

期 日 令和 元年 11月28日  
場 所 増毛町役場 3階委員会議室

令和元年 第8回

増毛町農業委員会議事録

増毛町農業委員会

## 令和元年第8回農業委員会総会議事録

令和元年11月28日第8回増毛町農業委員会総会を増毛町役場3階委員会議室に召集した

	開会 午後 3時10分
1	<p>付議事項</p> <p>開会及び会議宣言</p> <p>日程1、議事録署名委員の指名について</p> <p>日程2、会議書記の指名について</p> <p>日程3、報告第8号 農地台帳の補正について</p> <p>日程4、報告第9号 国有地の現況確認について</p> <p>日程5、議案第26号 増毛町農業委員会会長及び委員報酬基準要綱の制定について</p> <p>日程6、議案第27号 農用地の利用状況調査の結果について</p> <p>日程7、議案第28号 国有地の払い下げに係る意見価格等について</p> <p>日程8、議案第29号 増毛町農用地利用集積計画作成の要請について</p> <p>日程9、その他</p>
2	<p>委員定数11名</p> <p>出席委員10名</p> <p>2番 森木信廣、 3番 仙北 要、 4番 前田裕蔵、 5番 大沼清人、 6番 大嶋利幸、 7番 前野憲和、 8番 大嶋紀之、 9番 佐藤健一、 10番、松倉利幸、 11番 仙北清孝</p> <p>欠席委員 1名</p> <p>1番 木谷辰彦</p>
3	<p>議事録署名委員</p> <p>3番 仙北 要、 4番 前田裕蔵</p>
4	<p>説明のために会議に出席したるもの</p> <p>局長 宮崎 勉、係 田中一志</p>
5	<p>本会の書記次のとおり</p> <p>係 田中一志</p>
局長	<p>それでは、ただいまから令和元年第8回増毛町農業委員会総会を開催します。開催にあたり会長より挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>足下の悪い中お集まりいただきましてありがとうございます。また、先日の研修会には、大変複雑な内容ではありましたがご出席ご苦労様でした。</p> <p>急に寒くなりましてこれで根雪になるのかなという気配を感じているところですが、今日は、おそらく今季初めての真冬日ということで気温がマイナスより上がりませんでした。</p>

	<p>11月には、令和の天皇陛下が大嘗祭を行いまして、山の幸、海の幸ということで箸を付けられました。令和を通して五穀豊穡を祈願し名実とも令和の天皇陛下になられたということ在国内のみならず海外にもお示しされたと思っております。また、新しい日本の時代が幕を開けたということで、この新しい暦が五穀豊穡を飢えることのない平和な時代で過ごせるということがまず一般国民の我々の願いではないかと思っております。しかし、千葉県や長野県の大災害があり、そちらの方にも同じ農業者が大変苦しい思いをしているということにも心を裂くべきだと思っております。</p> <p>今年も約1か月で終わるということですが、私は、令和になり最初の総会で今年はいいことしかないのを脈々と覚えていますが皆さんはいかがでしょう。また来年も良い年になりますようにお祈りを欠かさず行っていただき、精進していただきたいと思っております。簡単ですが挨拶にかえさせていただきます。</p>
局長	<p>ありがとうございました。本日の出席委員は11名中10名であります。1番木谷委員から欠席する旨通知がありました。農業委員会会議運営規則第6条の規定による定足数に達しております。</p> <p>それでは、増毛町農業委員会会議運営規則第4条第1項の規程により、以降の議事進行は会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>日程1、農業委員会会議運営規則第13条第2項の規定により議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の議事録署名委員は3番仙北 要委員、4番前田委員にお願いいたします。</p> <p>日程2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、田中一志君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として、事務局長以下の関係職員を任命いたします</p> <p>日程3、報告第8号、「農地台帳の補正について」事務局に説明を求めます。</p>
局長	<p>報告第8号、「農地台帳の補正について」</p> <p>別紙のとおり農地台帳を補正したので報告する。令和元年11月28日 増毛町農業委員会 会長。</p> <p>次のページから補正の内訳があります。平成30年1月1日から12月末までの間、主に基盤整備事業に伴う分筆による端数、増毛町へ寄付された農地の地目変更などによる補正になっています。5, 547.28㎡が減少し、この時点での農地面積は、8, 620, 187.37㎡ となっています。以上です。</p>
議長	<p>報告第8号の説明が終わりましたが、質疑ございませんか？</p>
各委員	<p>無しの声</p>

議長	<p>それでは、次に進みます。 日程 4、報告第 9 号「国有地の現況確認について」事務局に説明を求めます。</p>
局長	<p>報告第 9 号「国有地の現況確認について」 国有地の払い下げに伴い旭川財務事務所より現況確認を求められたので別紙のとおり回答したことを報告する。令和元年 11 月 28 日 増毛町農業委員会 会長。 前回の総会前と研修会前に現況確認した箸別地区の土地について、農地として旭川財務事務所に回答したので報告します。また、<span style="background-color: #cccccc; display: inline-block; width: 100px; height: 1em;"></span>については、元々原野、雑種地でしたが農地として判断しましたので農地面積が 166.77㎡増加し、この時点での農地面積は、8,620,354.14㎡となっています。以上です。</p>
議長	<p>報告第 9 号の説明が終わりましたが、質疑ございませんか？</p>
各委員	<p>無しの声</p>
議長	<p>それでは、次に進みます。 日程 5、議案第 26 号「増毛町農業委員会会長及び委員報酬基準要綱の制定について」事務局に説明を求めます。</p>
局長	<p>議案第 26 号「増毛町農業委員会会長及び委員報酬基準要綱の制定について」 上記の議案を提出する。令和元年 11 月 28 日提出 増毛町農業委員会 会長。 本要綱の制定については、平成 28 年 4 月 1 日に農業委員会等に関する法律が改正され施行されたことに伴いまして、農地の最適化に係る業務が新たに同法第 6 条第 2 項で規定され義務化されたところです。この業務量の増加に対して国では、農地利用最適化交付金事業として交付金を交付することとなりまして、交付金対象業務と対象外業務について報酬基準を設ける必要が生じたため要綱を制定することとなりました。 内容につきましては、「増毛町農業委員会会長及び委員報酬基準要綱」 趣旨 第 1 条 特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する法律条約の規定により交付する農業委員会会長及び委員の報酬について、農業委員会等に関する法律第 6 条第 2 項以外の業務及び同法第 6 条第 2 項に関する業務に係る報酬基準については、この要綱に定めるところとする。 農業委員会会長及び委員報酬の積算根拠 第 2 条 報酬の積算については、次のとおりとする。 農業委員会会長 年額 345,600 円 内訳 法第 6 条第 2 項以外の業務 172,600 円 法第 6 条第 2 項に関する業務 173,000 円 農業委員会委員 年額 222,000 円 内訳 法第 6 条第 2 項以外の業務 111,000 円 法第 6 条第 2 項に関する業務 111,000 円</p>

	<p>附則</p> <p>1 この要綱は、交付の日から施行する。</p> <p>2 国の農地利用最適化交付金については、法第6条第2項の業務について報酬基準の金額の範囲内で充当するものとする。以上です。</p>
議長	議案第26号の説明が終わりましたのが、質疑ございませんか？
各委員	無しの声
議長	それでは、議案第26号に賛成の方は挙手願います。
各委員	挙手
議長	<p>挙手多数、よって議案第26号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>日程6、議案第27号「農用地の利用状況調査の結果について」事務局に説明を求めます。</p>
局長	<p>議案第27号「農用地の利用状況調査の結果について」</p> <p>農用地の利用状況調査の結果、別紙のとおりであると判断する。令和元年1月28日提出 増毛町農業委員会 会長。</p> <p>次のページから利用状況調査により非農地と判断した土地の一覧をつけています。今回非農地として判断した土地が、137筆102件290,724㎡になります。網掛けしている方については、農地を所有しなくなった方です。また、今回の調査により遊休農地として判断していた ████████ さん所有の2筆は、森林化により非農地として判断しています。 ████████ さん所有の1筆は、遊休農地として判断していたのですが、管理がされているとして遊休農地から外しています。</p> <p>今回の利用状況調査により非農地として判断された面積は、293,706㎡です。最終的な農地面積は、8,326,648.14㎡となります。以上です。</p>
議長	議案第27号の説明が終わりましたのが、質疑ございませんか？
各委員	無しの声
議長	それでは、議案第27号に賛成の方は挙手願います。
各委員	挙手
議長	<p>挙手多数、よって議案第27号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>日程7、議案第28号「国有地払い下げに係る意見価格等について」事務局に説明を求めます</p>

田中	<p>議案第28号「国有地払い下げに係る意見価格等について」          国有地払い下げに係る意見価格及び農地の標準賃貸料について、別紙のとおり旭川財務事務所長から意見を求められたので、回答するものとする。令和元年11月28日提出 増毛町農業委員会 会長。          本件は、全員協議会で協議した内容になります。          意見価格は、<span style="background-color: #cccccc; display: inline-block; width: 150px; height: 1em;"></span>円  <span style="background-color: #cccccc; display: inline-block; width: 150px; height: 1em;"></span>円  <span style="background-color: #cccccc; display: inline-block; width: 150px; height: 1em;"></span>円          修正率は、3筆とも50パーセントです。以上です。</p>
議長	<p>議案第28号の説明が終わりましたが、質疑ございませんか？</p>
各委員	<p>無しの声</p>
議長	<p>それでは、議案第28号に賛成の方は挙手願います。</p>
各委員	<p>挙手</p>
議長	<p>挙手多数、よって議案第28号は原案のとおり決定いたしました。          日程8、議案第29号「増毛町農用地利用集積計画作成の要請について」事務局に説明を求めます。</p>
田中	<p>議案第29号「増毛町農用地利用集積計画作成の要請について」          農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、別紙記載の方に係る農用地利用集積計画の作成を増毛町に要請する。令和元年11月28日提出 増毛町農業委員会 会長。          次のページに、総括表をつけていますのでご覧ください。          利用権38番          設定を受ける者 <span style="background-color: #cccccc; display: inline-block; width: 450px; height: 1em;"></span>          設定をする者 <span style="background-color: #cccccc; display: inline-block; width: 450px; height: 1em;"></span>          土地の所在 <span style="background-color: #cccccc; display: inline-block; width: 350px; height: 1em;"></span>          合計面積 <span style="background-color: #cccccc; display: inline-block; width: 100px; height: 1em;"></span>          契約期間 <span style="background-color: #cccccc; display: inline-block; width: 100px; height: 1em;"></span>          借賃 <span style="background-color: #cccccc; display: inline-block; width: 150px; height: 1em;"></span>円を毎年11月末日までに口座へ振り込む          これらの内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。また、<span style="background-color: #cccccc; display: inline-block; width: 400px; height: 1em;"></span>。          以上です。</p>
議長	<p>議案第29号の説明が終わりましたが、質疑ございませんか？</p>
各委員	<p>無しの声</p>
議長	<p>それでは、議案第29号に賛成の方は挙手願います。</p>

各委員	挙手
議長	<p>挙手多数、よって議案第29号は原案のとおり決定いたしました。 日程9、その他について事務局から何かありますか。</p> <p>そのほかに、みなさんからなにかありますか。</p> <p>本日の案件はすべて終了しました。これで第8回農業委員会総会を終了します。</p> <p>閉会時刻 午後 3時30分</p> <p>以上会議の顛末を記録し、相違ないことを証明するため、ここに署名する。</p> <p style="text-align: right;">令和元年11月29日</p> <p>農業委員会会長 仙北清孝 議事録署名委員 仙北 要 議事録署名委員 前田裕蔵</p>